

令和5年第12回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年11月22日（水）第12回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田野井 要一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、第12回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

4番 関 口 清 委員、13番 松 井 研 吉 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明

いたします。今回は売買11件、贈与4件、賃借権設定1件、合計16件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番、玉田町の●●さん申請の件ですが、何ら問題は無いと思われまして、ご承認のほど宜しくお願いいたします。2番の●●さんと●●さんの売買の件ですが、何ら問題は無いと思われまして、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎田島正男委員 3番、古賀志町の件は、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんが親から相続した畑を、古賀志町の農業兼会社員の●●さんへの贈与です。野菜を作るといことで、すので問題ありませんので、ご承認を宜しくお願いいたします。

◎高村秀男委員 4番の新規就農という形での申請の件は、●●さんの土地を●●さんが買い取るものですが、●●さんは他の場所でフリースクールを経営しておりまして、その子供たちの食材として野菜を作りたいということが一つの目的で申請を出しております。問題無いと思っておりますので宜しくお願いいたします。

◎仲田裕子委員 樺山町の件は、楡木町の亡●●さんの相続人である●●さん、●●さんから、樺山町の●●さんへの贈与です。●●さんと●●さんは●●さんの娘で、●●さんは●●さんの弟であり、農地の場所は●●さんの自宅の庭前にありまして、現在野菜などを作っています。問題は無いと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

◎早乙女八重子委員 6番の上石川の件ですが、下日向の●●さん他2名から、上石川の●●さんへの売買です。●●さん達は3人のご兄弟であります元々上石川に住んでいた方です。●●さんも近所の方です。問題ありませんのでご承認をお願いいたします。7番の上石川の件は、●●さんから上石川の●●さんへの売買です。●●さんは造園業をしており、規模を拡大して養生木を育てるためであり、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎神長守雄委員 8番の賃借権設定の件ですが、新規就農という形で●●さんの土地を●●さんが借り受けて農業をやるということです。11月17日に市役所の会議室で●●さんと面談をいたしました。●●さんからは「やります」という言葉でしたので、問題無いかと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

◎小平敏男委員 9番の件は、東京都あきる野市の●●さんから楡木町の●●さんへの贈与です。二人は親子関係です。4筆ありまして、親から子への贈与ということで特段問題無いと

思いますので、宜しく申し上げます。

◎安生芳子委員 10番、磯町の件は、●●さんから農業兼会社役員の●●さんへの売買です。何ら問題は無いと思われまますので、宜しく申し上げます。11番の野沢町と北半田の件は、野沢町の●●さんから農業兼会社員の●●さんへの売買です。野沢町と北半田ということで町が分かれています、道路を挟んで隣接した場所になります。何ら問題は無いと思いまますので、ご承認のほど宜しく申し上げます。

◎金子重博委員 12番、13番、14番の件は、下永野の●●さん、茨城県の●●さん、同じく茨城県の●●さんから、神奈川県川崎市の●●さんへの売買です。●●さん、●●さん、●●さんの3人は兄弟で、実家を●●さんに売買し、隣接する畑も一緒に買ってもらうとのことです。●●さんは畑を購入後は自家消費野菜を作るとのことで、問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。15番、下永野の件は、農業、●●さんから下永野の●●さんへの売買で、現在申請地は●●さんが野菜を栽培しており、今後も継続するとのことであり、問題ありませんのでご承認をお願いします。16番、上永野の件は、下永野の●●さんから、上永野の●●さんへの売買です。●●さんは宅地に隣接する土地を購入して蕎麦を作るとのことで、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から16番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。5ページをお開きください。1番、仁神堂町における●●さん申請の進入路への転用については、東及び南を畑、西を宅地進入路、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎松井研吉委員 11月12日に私と関口委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。第4条第1項の規定による許可申請ですが、仁神堂地内で国道293号線の仁神堂交差点より西へ200メートルの地点でありまして、住宅への取り付けの拡張ということで、何の問題もありませんので、宜しく申し上げます。

---

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番仁神堂町の件は、農業●●さんの進入路拡張のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。6ページをお開きください。1番、茂呂における●●さん申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、東西及び南を畑、北を宅地に囲まれた農地で、太陽光発電設備の下で柿を栽培する予定です。なお、当該申請地は農振農用地に区分されますが、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和8年までの3年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられ、かつ、一時転用期間満了後も事業を継続する場合は、再度転用許可申請を行うことが必要となります。2番、南上野町における●●さん申請の園芸用土採取への一時転用については、西南を畑、東を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。次に、3番の進入路及び4番の農地改良は、いずれも磯町における●●申請の一時転用であり、関連事業のため一括して説明いたします。申請場所は近隣地ですが所有者が異なるため申請は分かれています。3番は、東西を道路、南北を畑に囲まれた農地で、賃借権を設定します。4番は、南北を畑、西を田、東を道路に囲まれた農地で、使用貸借権を設定します。なお申請地はいずれも農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。5番、上永野における●●申請の砂利採取及び表土堆積場への一時転用については、東を水路、西を畑及び水路、南を水路及び道路、北を田に囲まれた農地です。また、申請地は農地農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。以上、5条転用5件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた

◎松井研吉委員 1番、茂呂の●●さんから晃望台の●●さんへの賃借権設定ですが、この2人は親子で、太陽光発電設備への一時転用です。場所は鹿沼市学校給食共同調理場から南へ約300mのところになります。敷地にはプレハブ小屋が建ってしまっていて、近日中に取り壊す予定とのことですが、こちらは始末書を出してもらうことで、それ以外については問題無いと思います。2番、南上野町の件は、県道宇都宮楡木線の桜塚交差点の南側で、周りは農

地が多く何ら問題は無いと思います。

◎関口 清委員 3番4番の磯町の件は関連しておりますので一括して説明します。申請地は南押原小学校から南へ約300mのところ、3番は4番の農地改良のための進入路への一時転用であります。4番は一部が傾斜がある農地であり、一時転用により整地を行い、一帯で使用できるように農地改良を行うので、問題は無いと見てまいりました。5番の上永野の件は、永野コミュニティセンターから南へ約500mのところ、一時転用による砂利採取及び表土堆積場であり、西側には道路その先は河川であり、周りの状況からも問題は無いと思います。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎神長守雄委員 11月17日の面談で営農型太陽光をやりたいということで、その下では先ほども申し上げたように柵をやるということです。書類等も整っており問題無いかと思しますので、よろしく願いいたします。

◎小平敏男委員 2番の件ですが、園芸用土採取のための一時転用で、上石川の●●さんから茂呂の●●さんへの賃借権設定です。場所は先ほども説明がありましたように南上野町の桜塚十文字のファミリーマートの隣が申請地です。特別問題無いと思いますので宜しくお願いいたします。

◎安生芳子委員 3番4番を一括して報告させていただきます。4番が使用賃借権設定で農地改良です。案内図を見ていただきたいのですが、その農地は段差があるので土を入れて段差を無くすということです。その作業のための進入路として、3番の●●さんの土地を賃借権設定で一時転用するという事です。問題は無いと思いますので、ご承認をお願いいたします。

◎金子重博委員 5番、上永野の件は、上永野の●●さんと栃木市の●●さんから東京都荒川区の●●への賃借権設定による砂利採取及び表土堆積場への一時転用です。砂利採取後は現状に戻すとのことであり、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年11月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページをご覧ください。新規の利用権設定が1件、2筆、6,158㎡となっております。続いて、議案書8ページから45ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が84件、468筆、423,209.17㎡となっております。今回は引田地区圃場整備事業の工事が完了し、換地後における耕作権の集約・集積を行う必要があることから、引田地区について一括設定するものです。続いて、議案書46ページをご覧ください。所有権移転が2件、5筆、9,329㎡となっております。これら合計87件、475筆、438,696.17㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から87番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（丹主査） 農政課農政係の丹です。議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について説明させていただきます。議案書47ページ及び案内図をご覧ください。農政課では、全ての申し出案件について現地調査を行いました。今回、除外の申し出のあった案件についてご説明いたします。まず番号1番について説明いたします。玉田町●●さん申し出の資材置き場敷地です。場所は玉田町地内、鹿沼市消防本部北分署から南西へ約150mに位置しております。利用予定者は●●です。現在、会社の事務所、駐車場、倉庫を中村さんの自宅敷地内に設置しておりますが、会社の資材や機材が増加し、会社専用の資材置き場の確保が急務となりました。そこで事務所から近い当該申出地を選定いたしました。面積は一筆で506㎡、北と東を宅地、西と南を田に接しております。なお、玉田地区では土地改良事業が今後予定されておりますが、この筆は事業には含まれておりません。続いて番号2番について説明いたします。小山市の●●さん、●●さん申し出の一般住宅敷地です。場所は野尻地内の野尻公民館より北西へ約500mに位置しております。利用予定者は申出者本人で、申出者は現在小山市のアパートに家族4人で暮らしております。子の成長に伴い現在のアパートが手狭になることや、落ち着いて子育てができる環境を整えたいということで、住宅の建築を予定しております。将来は母親の面倒を見る必要があるため、鹿沼市に引っ越すことを決め、実家から近い当該申出地を選定いたしました。面積は一筆で524.55㎡、北と南と西を畑、東を宅地に接しております。続いて番号3番について説明いたします。武子の●●さん申し出の一般住宅敷地です。場所は上殿町地内、鹿沼市消防本部から南東に約750mに位置しております。利用予定者は申出者の孫にあたる●●さんです。現在は武子

の実家で3世代同居しておりますが、現在の住まいでは手狭であるため、住宅の建築を予定しております。勤務地であるさつき町へのアクセス性を考慮し、祖父の所有地の中から当該申出地を選定いたしました。面積は一筆で330.55㎡、北を宅地、東と南を田、西を公衆用道路に接しております。続いて番号4番について説明いたします。深津の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は深津地内、鹿沼市立津田小学校から北西へ約320mに位置しております。利用予定者は申出者本人です。土地所有者の●●さんは、●●さんの親族ではございません。申出者は、現在は両親と同居しておりますが、来年8月に結婚の予定があり、住宅の建築を予定しております。将来、両親の面倒を見るため、実家に隣接する当該申出地を選定いたしました。面積は一筆で499㎡、北と南と東を畑に接しており、この次に説明します番号5番の案件の農地転用後は、西は宅地に接する予定です。最後に番号5番について説明いたします。深津、●●さん申出の一般住宅敷地の拡張です。場所は、深津地内鹿沼市立津田小学校から北西へ約320mに位置しており、番号4番と同じ筆となっております。利用予定者は申出者本人で、今回増車に伴い駐車スペースが手狭となるため、自宅敷地の拡張を予定しており、隣接する当該申し出地を選定いたしました。面積は一筆で152㎡、北と南と東を畑、西を宅地に接しております。先ほど説明した番号4番の案件の農地転用が終わりましたら東と南は宅地に接する予定です。いずれの案件につきましても、選定結果から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため、農振除外はやむを得ないと思われまふ。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の玉田町の●●さん所有の田ですが、●●の資材置場として使用したということ。ただ今農政課の方の説明があったとおり何ら問題は無いと思ひますので、承認の方よろしくお願ひします。

◎小林和夫委員 2番の加園の件は、所有者が●●さん、利用予定者が●●さんと●●さん、●●さんと●●さんは親子です。今回の申請については問題無いと理解をしておりまふ。よろしくお願ひいたします。

◎仲田裕子委員 3番の上殿町の件は一般住宅敷地への転用希望です。現在、作付けはされておひりませんが、現地の南側と北側は住宅地になっておりまふして、問題は無いと思われまふので、ご承認の程宜しくお願ひ致します。

◎松井研吉委員 深津の●●さんから●●さんと●●さんへの売買ということ、1筆を分割してそれぞれにということになりますが、一般住宅と一般住宅の敷地拡張ということ、先ほど事務局からの説明のとおり何ら問題はありまふせんので、よろしくお願ひします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため、1番から5番について異存なしと決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（丹主査） 議案第6号「鹿沼農業振興地域の変更（用途区分）」についてご説明させていただきます。お手元の議案書48ページをご覧ください。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは農業振興地域内の農地を畜舎や農機具倉庫などの農業用の施設に変更する場合などに行われるもので、農振除外の手続きは不要となります。用途は4種類ありまして、農地、農業用施設用地、採草放牧地、混牧林地に区分されております。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番、久野の●●さん申出の農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で508㎡、場所は久野地内、鹿沼市清州第1小学校から北西へ約530mに位置し、北と東を田、西を畑、南を宅地に接しております。今回、自己が所有する納屋の増築と農作業場の確保のため申し出に至りました。なお当該敷地の一部については、平成25年に農業用主施設用地への用途変更手続きが済んでおりましたが、変更した面積以上に農業用施設用地としての利用が行われており、申出者からは始末書が提出されております。農業経営の発展を図るものであることから用途区分の変更を支障がないと思われまます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について農政課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎青木正好委員 久野の●●さん所有の農地を、農業用施設ということでトラクター置き場とそこへの進入路として用途変更したいということでありまます。ただし一部に砂利等が敷いてありましたので始末書ということでありまます。問題はございませんのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第6号について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため、1番について異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時00分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。



令和5年11月22日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---